

母子家庭奨学金の申し込み

高校生までの子どもを養育している母子家庭の母などを対象に母子家庭奨学金の申し込みを受け付け中。いずれも年額。高校生は他の奨学金等との併給調整あり。

【内容】

◆乳幼児…11,000円◆小学生…21,500円◆中学生…43,000円◆高校生…64,000円

【その他】毎年申請が必要。年度途中で対象でなくなった場合は返納

【申し込み方法】5月29日(金)までに所定の用紙で(子ども支援課に備え付け。6月以降に申請した場合は月割で支給)。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)、西支所保健福祉係(☎77・2253)、中丹東保健所(☎75・0856)へ。

文化・芸術活動に補助

地域の文化芸術活動を活性化させるための事業に補助。詳細は市ホームページにも掲載。

【内容・補助上限額】

4月1日(水)～来年3月31日(水)の間に実施される以下の事業
◆まいづる文化の魅力発信部門…文化芸術の魅力を広く市民に発信する事業(補助対象経費の2分の1以内、上限額20万円)

◆まいづる文化力向上部門…文化芸術活動における技術的課題や活動の質向上など課題解決を目的とした事業(補助対象経費の2分の1以内、上限額15万円)

【対象】市内の自治会や団体など(条件あり)

【申し込み方法】4月30日(水)までに必要書類(文化振興課に備え付け。ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ。

▶詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

税の申告を延長

令和元年分の所得税(及び復興特別所得税)、贈与税、個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限が4月16日(水)まで延長されました。

市民税・府民税の申告期限も、4月16日まで延長します(郵送でも提出可。申告書が必要な人は郵送しますので、税務課(☎66・1026)へご連絡を)。

なお、令和元年分の所得税の還付申告については、令和6年12月31日まで申告することが可能です(例:給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除等により還付を受ける場合など)。また、確定申告会場に出向くことなく、自宅などからスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。詳しくは、国税庁ホームページへ(右コードからアクセス可)。

《税務課》

育英資金の受け付け

高校や大学等、専修学校専門課程に進学している人で、経済的に就学が困難な場合に育英資金を支給。

【内容】◆入学支度金(新1年生のみ)

◆通学費補助金、奨学金・修学支援金(高校生のみ)

【対象】市民税非課税世帯(通学費補助金、大学・専修学校専門課程の入学支度金は低所得世帯も対象。低所得の基準は、世帯の人数により異なる)

【申し込み方法】所定の用紙(学校教育課、西支所、加佐分室に備え付け。市ホームページからダウンロード可)で。大学等、専修学校専門課程の入学支度金申請は6月30日(水)まで。高校等の申請は10月30日(金)まで。

▶詳しくは、学校教育課(☎66・1072)へ。

文化財などの保全に補助

自治会や保存団体が行う地域の中で守られてきた文化財や伝統芸能を後世に継承していくための事業に補助します。

【対象】

◆文化財の修理◆収蔵庫の設置・修繕◆民俗芸能備品の購入・修繕◆民俗芸能記録の作成◆民俗芸能教室の開催◆説明板の設置 など

【申し込み方法】各自治会長あてに送付する申請書に必要事項を記入し、6月30日(水)までに文化振興課へ。

▶詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

市の未利用財産を売却

土地開発公社所有の土地(宅地、天台)を先着順で売却します。受け付けは4月6日(月)～17日(金)まで。申し込み方法など詳細は市ホームページに掲載。右コードからアクセス可。

▶詳しくは、土地開発公社(☎78・1191)へ。

年1回の狂犬病予防注射 ～4月は定期集合注射～

【日程】◆西・加佐地区…4月7日(水)～9日(金)

◆東・中地区…4月14日(水)～16日(金)

【場所】市内の集会所など73カ所(場所は案内に記載)

【対象】生後91日以上飼育犬(登録犬には案内を送付)

【料金】◆登録犬…3,250円

◆未登録犬…6,250円(登録手数料含む)

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1064)へ。

人口動態職業・産業調査にご協力を

今年度は5年に一度の国勢調査の年です。これに合わせ戸籍届書に職業等を記入する、人口動態職業・産業調査を実施します。この調査結果は、少子化対策、公衆衛生、労働衛生、社会福祉および保険・年金等各施策のための基礎資料として活用されます。

【調査期間】4月1日(水)～来年3月31日(水)

【対象となる届け書】出生届、死亡届、死産届、婚姻届、離婚届
《市民課》

緑の募金運動にご協力を

地域の里山保全活動や子どもが緑に親しむ活動を支援するため、緑の募金運動を5月31日(日)まで実施します。自治会を通じて行う家庭募金のほか、街頭募金、職場募金などに取り組みますのでご協力をお願いします。

▶詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内、☎66・1030)へ。

「まちなかイノベーション推進事業」参加団体を募集

市内商店街で実施する、賑わい創出を促す革新的な事業に補助をするまちなかイノベーション推進事業の実施団体を募集。対象や補助金額など詳細は市ホームページでご確認を。

【募集期間】4月28日(水)まで

【補助金額】対象事業経費に対し10分の10以内

【申し込み方法】所定の用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、産業創造・雇用促進課へ。

▶詳しくは、産業創造・雇用促進課(☎66・1021)へ。

都市計画変更案作成にご意見を

都市計画の変更案作成の手続きを実施します。市内在住か変更内容の利害関係者は公述申出書の提出で意見を述べることができます。

◆変更内容

【京都府決定】

舞鶴都市計画区域区分の変更(喜多地区、堂奥地区、小倉地区)

【舞鶴市決定】

◆舞鶴都市計画用途地域の変更(喜多地区、堂奥地区、小倉地区)◆舞鶴都市計画土地区画整理事業の変更(堂奥(廃止))◆舞鶴都市計画地区計画の変更(堂奥地区(廃止))◆舞鶴都市計画地区計画の決定(小倉・堂奥地区)◆舞鶴都市計画地区計画の決定(堀地区)

◆開催日程

【原案の閲覧、公述申出期間、地区計画案の縦覧】

4月3日(金)～17日(金)

【閲覧・縦覧場所】

◆京都府決定…京都府都市計画課、中丹東土木事務所、舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館(申出書の提出は府都市計画課)◆舞鶴市決定…舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館(申出書の提出は市都市計画課)

◆公聴会 4月24日(金)14時から、市役所本館

※公述申出書の提出がなければ、公聴会は中止。

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

共生型MaaS「meemo」実証実験の開始時期を延期

4月から開始を予定していた、バス・タクシー・住民送迎を組み合わせた共生型MaaS「meemo」の実証実験については新型コロナウイルス感染症の影響で関係者説明会など開始に伴う十分な準備ができていなかったため開始時期を延期します。実施時期は、改めてお知らせします。

▶詳しくは、企画政策課(☎66・1042)へ。

「女性のための相談室」を開設

配偶者・恋人からの暴力(DV)、ストーカー被害、夫婦や家庭内のトラブル、人間関係などの悩みについて相談を受ける「女性のための相談室」を生活支援相談センターに開設。女性相談員が相談から支援まで総合的にサポートします。

相談は無料。秘密厳守。ひとりでも悩まず、ご相談ください。

【期間】市役所開庁日9時～17時

【専用電話】65・0056(4月15日(水)から)

《人権啓発推進課》

児童扶養手当の月額変更

物価の変動に合わせて、4月から児童扶養手当の月額が変わります。第2子、第3子以降の加算額も変更。

区分		～令和2年3月	令和2年4月～
第1子(基本額)	全部支給	42,910円	43,160円
	一部支給	10,120円～42,900円	10,180円～43,150円
第2子(加算額)	全部支給	10,140円	10,190円
	一部支給	5,070円～10,130円	5,100円～10,180円
第3子以降(加算額)	全部支給	6,080円	6,110円
	一部支給	3,040円～6,070円	3,060円～6,100円

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

高齢者の外出を支援します

高齢者の皆さんの買い物や食事、レクリエーション、通院などの外出を支援する令和2年度の乗車票を販売。路線バスや京都丹後鉄道、タクシーが一般の料金より割安で利用できます。タクシー券は乗り合わせ可。

【期間】来年3月31日(水)まで

【場所】高齢者支援課、西支所保健福祉係、加佐分室

路線バス(京都交通バス、自主運行バス)

◆市内の1乗車区間200円の乗車票
◆1冊5枚つづりを1,000円で販売
◆年度内に10冊まで購入可
※200円以上の区間が1枚の乗車票で乗車可

京都丹後鉄道

◆西舞鶴駅～丹後神崎駅を1乗車200円の乗車票
◆1冊5枚つづりを1,000円で販売
◆年度内に10冊まで購入可
※最高350円の区間が1枚の乗車票で乗車可

タクシー

◆市内移動で、1乗車の運賃が1,000円以上の場合に利用できる乗車票を販売
◆1冊5枚つづり5,000円分を2,500円で販売
◆年度内に5冊まで購入可

【対象】市内在住の75歳以上

【使用期限】2022年3月31日(水)まで

【注意事項】使用期限切れ、紛失などによる払い戻しや再発行は不可。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1018)へ。